

議案第 40 号

橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について

橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めた
いので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例

橋本市道路占用料条例(平成 18 年橋本市条例第 204 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)		別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
占用物件	単位	占用料	占用物件	略	略	単位	占用料
略	略	略	略	略	略	略	略
備考			備考	1～7	略	1～7	略
1～7	略	8	占用了期間が 1 月に満たない占用物件に係る占用料の額は、この表に定める額に、当該額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をえた額(10 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。				

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。